

# 山梨県公報

号外第七十六号

平成二十四年

十二月二十七日

木 曜 日

## 目 次

### 条 例

山梨県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例……………

## 条 例

山梨県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第八十五号

山梨県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(山梨県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 山梨県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二十六項中「二十年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第十二条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)」を削り、「百分の百四」を「百分の八十七」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第二十六項」とする。

附則第二十七項中「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第五条の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

(山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年山梨県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「者を」を「ものを」に、「第三条中傷病により退職した者に係る退

職手当に関する部分、新条例第四条若しくは第五条又は条例第二号附則第五項を「第三条から第五条まで」に改め、「二十年以上」、「同項の規定に該当する退職をした者にあつては、二十五年未満」及び「新条例第三条から第五条の三まで及び条例第二号附則第四項の規定にかかわらず」を削り、「百分の百四」を「百分の八十七」に改める。

附則第六項中「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第三条第一項」に改め、「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「新条例第三条第一項及び第五条の二並びに条例第二号附則第四項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は新条例第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第七項中「新条例第五条から第五条の三まで及び条例第二号附則第四項の規定にかかわらず」を削る。

(山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 山梨県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年山梨県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「四十四年」を「四十二年」に改める。

(山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年山梨県条例第九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「退職手当の額が、新条例第二条の四」を「額(当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第二十六項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ百分の八十七(当該勤続期間が二十年以上の者(四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。))にあつては、百分の八十七)を乗じて得た額が、山梨県職員の退職手当に関する条例第二条の四」に改め、「附則第八条の規定による改正後の」及び「附則第九条の規定による改正後の」を削る。

### 附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年二月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** 第一条の規定による改正後の山梨県職員の退職手当に関する条例（以下この条において「新退職手当条例」という。）附則第二十六項（新退職手当条例附則第二十八項及び第三条の規定による改正後の山梨県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例附則第四項においてその例による場合を含む。）及び第二十七項の規定の適用については、新退職手当条例附則第二十六項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年二月一日から同年九月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百分の九十二」とする。

**第三条** 第二条の規定による改正後の山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第五項（同条例附則第七項においてその例による場合を含む。）及び第六項の規定の適用については、同条例附則第五項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年二月一日から同年九月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百分の九十二」とする。

**第四条** 第四条の規定による改正後の山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第二条第一項の規定の適用については、同項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年二月一日から同年九月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百分の九十二」と、「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年二月一日から同年九月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百分の九十二」とする。